

令和3年10月7日

福祉部地域ケア推進課

江東区成年後見制度利用促進基本計画（骨子案）について

1 骨子案概要

(1) 計画策定の背景

国は成年後見制度の利用の促進に関する法律の第14条において、成年後見制度利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるとともに、その実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしている。

本区においては、こうした背景を踏まえ地域共生社会の実現に向けた「江東区成年後見制度利用促進基本計画」を策定する。

(2) これまでの取り組み

- ・成年後見制度の利用状況と成年後見制度の解説
- ・日常生活自立支援事業の利用状況とその解説

(3) 成年後見制度、権利擁護支援の課題

- ・権利擁護支援が必要な人の早期発見と支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用体制の構築

(4) 地域連携ネットワークの運営方針

本人とチーム（医療・看護・福祉・地域の関係者）、関係機関が連携する地域連携ネットワーク及びその中核となる機関の体制構築に努める。

(5) 誰もが成年後見制度を利用しやすくする基盤整備

区長申立支援事業及び成年後見制度利用支援事業の実績と解説

(6) 計画の推進と進捗の管理

計画の期間は令和4～7年度とし、成年後見制度利用促進協議会を開催して進捗管理を行う。

2 計画策定スケジュール

- 令和3年12月 計画素案策定（厚生委員会報告）
- 令和3年12月 パブリックコメントの実施
- 令和4年 3月 計画案策定（厚生委員会報告）